

## 【新】 仙台市社会福祉審議会運営要領（案）

（平成 12 年 5 月 9 日審議会決定）

（趣旨）

第 1 条 この要領は、仙台市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（委員長・副委員長）

第 2 条 審議会に、委員の互選による委員長 1 人を置く。委員長は、会務を総理する。

2 審議会に、委員長の指名による副委員長 1 人を置く。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（専門分科会）

第 3 条 審議会に、次の各号に掲げる事項を調査審議するため、当該各号に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関する事項
- (3) 老人福祉専門分科会 老人福祉に関する事項
- (4) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (5) 児童福祉専門分科会 児童福祉に関する事項

2 専門分科会の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 専門分科会に、専門分科会委員の互選による専門分科会長 1 人及び専門分科会長の指名による専門分科会副会長 1 人を置く。

（部会）

第 4 条 障害者福祉専門分科会に、身体障害者の障害の程度、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく医師の指定及び取消に関する事項並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。）の指定及び取消に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉審査部会を置く。

2 児童福祉専門分科会に、里親の認定に関する事項、児童の措置及び児童虐待等による死亡事例の検証に関する事項、特定教育・保育施設等における死亡事故等の検証に関する事項並びに社会的養育推進計画に関する事項を調査審議するため、措置・里親審査部会を、保育所及び家庭的保育事業等の認可に関する事項を調査審議するため、保育所等認可審査部会を、社会的養護のもとの子どもからの意見表明に関する事項及び関係機関からの申立て、申出に関する事項を調査審議するため、子ども権利擁護部会を置く。

3 身体障害者福祉審査部会、措置・里親審査部会、保育所等認可審査部会及び子ども権利擁護部会（以下「部会」と総称する。）の委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 部会に、部会委員の互選による部会長 1 人及び部会長の指名による副部会長 1 人を置く。

（会議）

第 5 条 専門分科会及び部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

2 専門分科会及び部会の会議は、審議会について定めているものの例による。

（庶務）

第 6 条 審議会の庶務は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に掲げる組織において処理する。

- (1) 審議会、民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉局地域福祉部社会課
- (2) 障害者福祉専門分科会 健康福祉局障害福祉部障害企画課
- (3) 老人福祉専門分科会 健康福祉局保険高齢部高齢企画課
- (4) 児童福祉専門分科会 こども若者局こども家庭部総務課

（委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成 12 年 5 月 9 日から施行する。

2 仙台市社会福祉審議会要綱（平成元年 6 月 2 日審議会決定）は、廃止する。

附 則（平成 18 年 4 月 27 日改正）この改正は、平成 18 年 4 月 27 日から実施する。

附 則（平成 21 年 4 月 22 日改正）この改正は、平成 21 年 4 月 22 日から実施する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日改正）この改正は、平成 22 年 6 月 30 日から実施する。

附 則（平成 25 年 6 月 26 日改正）この改正は、平成 25 年 6 月 26 日から実施する。

附 則（平成 27 年 4 月 22 日改正）この改正は、平成 27 年 4 月 22 日から実施する。

附 則（平成 29 年 4 月 19 日改正）この改正は、平成 29 年 4 月 19 日から実施する。

附 則（令和 元年 6 月 12 日改正）この改正は、令和 元年 6 月 12 日から実施する。

附 則（令和 4 年 6 月 8 日改正）この改正は、令和 4 年 6 月 8 日から実施する。

附 則（令和 5 年 4 月 26 日改正）この改正は、令和 5 年 4 月 26 日から実施する。

附 則（令和 6 年 4 月 日改正）この改正は、令和 6 年 4 月 日から実施する。